

埼玉県の電話相談窓口 「子どもスマイルネット」に相談してみませんか？

- 子どもスマイルネットは、子供（原則18歳未満）に関わる様々な悩みについて相談を受ける埼玉県の電話相談窓口です。
友達のこと、学校のこと、家族のこと、子育てのことなど、どんな悩みでも相談できます。
お子さんも、保護者の方も、お気軽にご相談ください。
名前は言わなくても大丈夫！秘密を守ります。
- いじめや体罰など子供の権利侵害に関する相談については、希望により「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が面接相談（予約制）を行い、関係機関と協力しながら問題の解決に取り組みます。

子供本人からの相談（例）

- ・クラスでいじめられたり、仲間はずれにされた
- ・SNSで悪口を言われている
- ・学校に行きたくない
- ・先生からの体罰やひどい言葉に傷ついた
- ・家事や家族の世話で勉強や友達と遊ぶ時間がない
- ・やりたいことが分からず将来が不安

保護者からの相談（例）

- ・子育てがうまくいかずイライラする
- ・仕事と子育ての両立で疲れてしまった
- ・子供が反抗する
- ・学校にいじめの相談をしたが改善されない
- ・子供が学校に行きたがらず心配
- ・悩みを話せる人がいない

- 相談専用電話番号 048(822)7007
- 相談時間 午前10時30分～午後6時
毎日（祝日・12/29～1/3を除く）
- ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/smile-net/index.html>



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

問合せ先

埼玉県福祉部子ども安全課
児童権利擁護担当 中嶋
電話：048-834-8755
FAX：048-822-4559
e-mail a3340-02@pref.saitama.lg.jp

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題に取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、一人でも多くの女性から専用相談電話による相談を受け付けます。

- 1 期 間 11月18日（金）～24日（木）
- 2 時 間 午前8時30分から午後7時まで
※ただし、11月19日（土）、11月20日（日）および11月23日（水・祝日）は午前10時～午後5時
- 3 電 話 番 号 0570-070-810
- 4 相 談 担 当 者 法務局職員と人権擁護委員が対応します。
（秘密は厳守します。）
- 5 問 合 せ さいたま地方法務局人権擁護課
☎048-859-3507

事業主の皆様へ
労働保険のお知らせ

労働保険料（労災保険・雇用保険）の第2期分の納期限は10月31日です。

納付書は、納期限の10日前頃に該当事業所へ郵送します。

また、保険料納付には口座振替が便利です。申し込み手続きについては厚生労働省もしくは埼玉労働局のホームページをご覧ください。

問合せ 埼玉労働局労働保険徴収課
☎048-600-6203（FAX6223）

10月は不正軽油撲滅対策強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜた自動車の燃料のことです。
不正軽油の製造・運搬・販売・使用は悪質な脱税行為です。不正軽油に関する情報をお持ちの方は御連絡ください。

問合せ 埼玉県総務部税務課課税担当
☎048-830-2658

埼玉友好士業協議会

「暮らしと事業のよろず相談会」

日 時 11月5日（土）午前10時30分～午後3時30分
会 場 J R 浦和駅西口前 浦和コルソ7階ホール
（さいたま市浦和区高砂1-12-1）

開催目的 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、行政書士、社会保険労務士、公認会計士、不動産鑑定士、公証人、中小企業診断士および弁理士という11団体各専門家が一堂に会し、それぞれの専門性を活かして、県民・事業者等を対象とした無料相談会を開催し、ワンストップサービスでの相談機会を提供するとともに、各専門士業制度等を広報させていただくことを目的とします。

相 談 料 無料 事前申込 不要
後 援 埼玉県、さいたま市
主 催 埼玉友好士業協議会
問 合 せ 一般社団法人埼玉県中小企業診断協会〔事務所048-762-3350〕
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-21三協ビル5階

埼玉県議会フォトコンテスト作品募集

令和2年1月1日以降に県内で撮影された未発表の作品を募集しております。

応募要領は県議会ホームページをご覧ください。県議会事務局政策調整課広報担当（☎048-830-6257）までお問い合わせください。